

西五百川小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止の目的

全ての児童の尊厳を保持し、安心して生活することができるようにする。

II いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているもの※をいう。

※苦痛とを感じるかは本人次第であり、教職員が完璧に認知をすることは非常に困難といえる。

2 いじめに対する基本的な考え方

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。悪意がなく行った行為が意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合と、意図的に他者を傷つけようとする場合を区別して指導に当たる。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組んでいく。

児童が「いじめをしない、させない、許さない」という強い心がもてるよう、「特別の教科道徳」はもとより、あらゆる機会を通して指導する。（いじめをしない、いじめを見たら止めさせる、先生や友だちに知らせる、いじめを見て見ぬふりをしない）

III いじめ防止のための取組み

1 いじめ防止のための組織

「教育相談委員会」が、組織的にいじめ問題に取り組む。

- ・ 校長、教頭、生徒指導主任、養護助教諭、担任で構成する。
- ・ いじめや不登校などの不適應行動が確認される、または、可能性がある場合、早急に教育相談委員会を開催し、組織として対応する。
- ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。いじめや問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う。

2 いじめ未然防止のための取組み

(1) 心理的安全性を高める学級経営

児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とするとも+に、全ての教育活動において道徳教育を実践して思いやりの心や命の大切さを育てていく。

(2) 児童理解と日常の様子把握

朝の登校時から児童へ声がけを行ったり、日常の児童のつぶやきや様子に目を配ったりし

て、表情や健康状態を観察する。また、日記や年3回のいじめ調査アンケートから児童の実態把握を行い、担任との教育相談等を通して児童一人一人の理解に努める。

(3) 児童会活動

「にこにこ班活動」（縦割り班活動）を通して、学年を超えた児童同士の交流を行い、互いに思いやる心を育てていく。

委員会活動において、児童自らがいじめ問題について主体的に考え、いじめ防止を訴える取り組みを推進する。

3 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 年3回【6月・10月・1月】の「いじめ調査アンケート」の実施

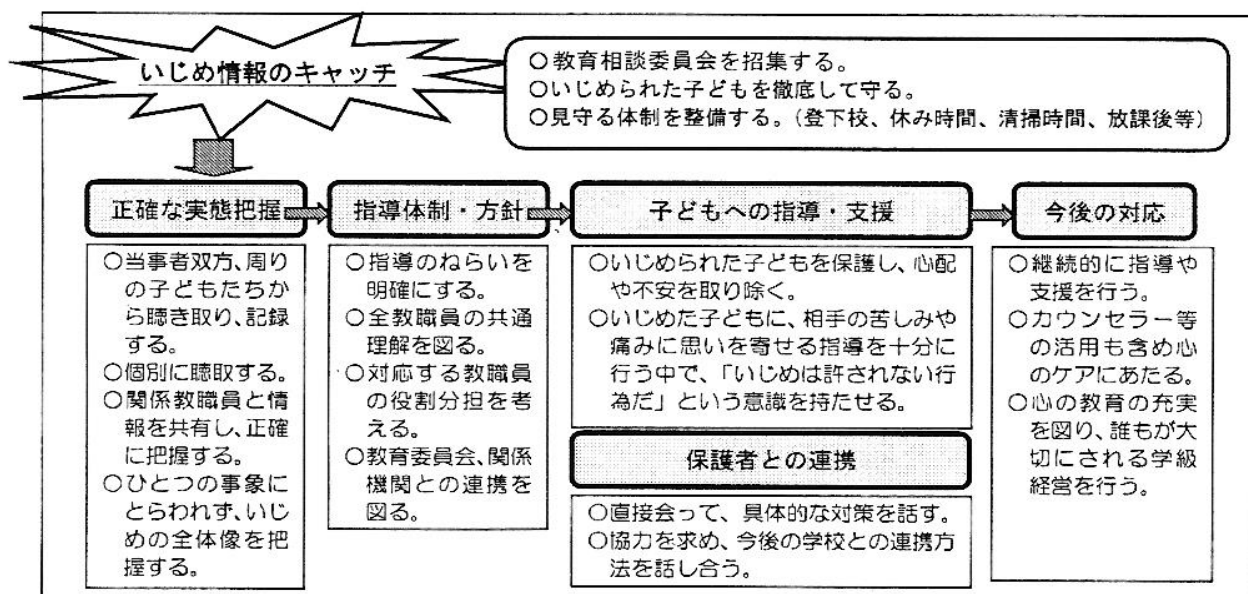
(2) 保護者との連携、迅速な対応

(3) 関係機関（教育委員会、町こども家庭センター、警察、民生委員・児童委員等）との連携
学校の様子の情報提供と校外の生活状況等についての情報収集を行う。

(4) 子どもを語る会の設定

生徒指導に関する「子どもを語る会」を設定し、全教職員で児童の現状や指導についての情報共有と共通理解を図る。

IV いじめに対する早期対応



V 重大事案発生時の対応

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、迅速に教育委員会へ報告し、当該事案に対処する組織を設置して対応する。

VI いじめの解消

いじめが「解消」と判断するには、以下の2つの要件を満たしたときとする。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上継続していること）
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと